

令和 2 年 4 月 24 日 開会

令和 2 年 4 月 24 日 閉会

令和 2 年（2020年）第 2 回

紀北町議会（臨時会）会議録

令和2年（2020年）第2回紀北町臨時会会議録

（第1号）

令和2年4月24日（金曜日）

令和2年（2020年）第2回紀北町議会臨時会

招集年月日 令和2年4月24日（金）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

応招議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

不応招議員

なし

令和2年第2回紀北町議会臨時会議事日程 令和2年4月24日（第1号）

日 程	議 事
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第39号 専決処分の承認を求めることについて
第 6	議案第40号 専決処分の承認を求めることについて
第 7	議案第41号 紀北町防災行政無線（同報系）戸別受信機及び付属機器購入契約の締結について
	閉 会

令和2年（2020年）第2回紀北町議会臨時会会議録
第1号

招集年月日 令和2年4月24日（金）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和2年4月24日（金）

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町長	尾上 壽一	副町長	中場 幹
総務課長	上野 和彦	財政課長	水谷 法夫
危機管理課長	岩見 建志	税務課長	直江 仁
海山総合支所長	植地 俊文		

職務の為出席者

議会事務局長	上野 隆志	書記	佐々木 猛
書記	久保 有謙	書記	家倉 義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

12番 入江康仁

13番 家崎仁行

議事の顛末 次のとおり記載する。

平野隆久議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和2年第2回紀北町議会臨時会を開会いたします。

本日、会議を開く前に、少しお時間を頂きたいと思います。

新型コロナウイルスの感染を巡る状況は日に日に悪化し、感染拡大に歯止めがかからず、尾鷲保健所管内でも感染者が出ている状況となっております。

国におきましては、7都府県を対象に発令していた緊急事態宣言を全国的に拡大し、不要不急の移動自粛などを呼びかける事態となっており、三重県でも緊急事態宣言を受け、対象施設への休業要請がなされております。

本町におきましても、5月6日までの学校等の休校措置を初め、施設の休止やイベントの中止、会議の自粛など様々な対策が講じられております。

このような状況の中、紀北町議会としても考えられる感染予防策を積極的に講じていきたいと考えており、ご理解とご協力をお願いするとともに、議員の皆様におかれましても、不要不急の外出を避け、万一、外出する際は、密閉・密集・密接の3密での行動を避けるなど感染予防対策に努めていただき、健康に十分ご留意いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本議会臨時会におきましても、感染予防の観点から、議員、執行部ともマスクの着用を許可することといたします。また、傍聴者においても同様のご協力をお願いいたします。

平野隆久議長

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

議事日程につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

令和2年第2回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年4月24日（金曜日）午前9時30分開議

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 議案第39号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 第6 議案第40号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 第7 議案第41号 | 紀北町防災行政無線（同報系）戸別受信機及び付属機器購入契約の締結について |

以上でございます。

平野隆久議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

平野隆久議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

12番 入江康仁君

13番 家崎仁行君

のご両名を指名いたします。

日程第2

平野隆久議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3

平野隆久議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る4月17日に議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集に当たり、付議された事件は専決処分の承認案件2件と契約案件の計3件であります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。普通会計及び水道事業会計の令和元年度1月分及び2月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

平野隆久議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、議会臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

早速ではございますが、本議会臨時会に当たりまして1件の行政報告をさせていただきます。マスク着用の上で申し訳ございません。

新型コロナウイルス感染症についてでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、世界中で拡大し続けております。感染者は既に200万人を超えるなど大変厳しい状況となっております。日本でも感染者が1万人を超え、集団感染や感染経路不明な方の発生が伝えられ、都市部での感染拡大など予断を許さない状況が続いております。

また、4月17日には尾鷲市で感染症患者の発生が確認されるなど、三重県内の感染者についても拡大が続いている状況にあります。

県内のPCR検査件数につきましては、4月20日時点で1,436件の実施がありまして、陽性が39件、陰性が1,397件で、陽性の方につきましては入院中の方は27名でございます。その症状といたしましては、無症状の方が6名、軽度から中等症の方が21名であり、お亡くなりになられた方が1名おられますが、重篤の方はおられず、残り11名の方は退院されているところでございます。新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方並びにご家族の皆様に対しまして心より哀悼の意を表しますとともに、罹患された皆様のご回復をお祈り申し上げます。

また、新型コロナウイルスが疑われる方は、県が設置しています帰国者・接触者相談センターへご相談いただくことになっておりまして、相談窓口を県のホームページや各種パンフレットのほか、町のL字放送などで連絡先をお知らせしているところでございます。

本町では現在、感染者は発生しておりませんが、新型コロナウイルス感染症に関し、町ホ

ホームページ、防災ナビ、防災行政無線、ケーブルテレビふるさと紀北町、L字放送を活用して適宜、情報提供をさせていただいており、町民の皆様には高い意識を持って感染防止に取り組んでいただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

引き続き国・県等の情報を収集し、町民の皆様には適切な情報提供を行うため、4月22日に庁舎内に、紀北町新型コロナウイルス感染症対策班を設置いたしました。これまで各課で行っていた情報収集、発信をこの対策班で集約し、できる限り迅速かつ正確にお伝えしたいと考えております。

一方、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、4月7日に特別措置法に基づく緊急事態宣言を7都府県に発出いたしました。その後、政府では、7都府県以外への感染拡大が止まらないことなどから、4月16日には緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大しております。また、現在、全国の全ての人々を対象に、できる限り迅速かつ的確に家計への支援を行うため、1人当たり10万円を給付する特別定額給付金、仮称ではございますが、の取組みを進めております。

三重県におきましては、法に基づかない独自の感染拡大阻止緊急宣言を4月9日に出し、県民の皆様には緊急事態宣言の出された7都府県のほか、愛知県、岐阜県、北海道、京都府への移動の自粛を要請し、県立学校などの臨時休校や医療提供体制の整備を進めるといたしております。

さらに、全国に緊急事態宣言が出されたことから、4月20日には、感染拡大防止に向けた三重県緊急事態措置として5つのお願いを取りまとめ、その中で県境を越える移動の自粛、県内における移動の自粛、特に大型連休中における移動の自粛を強く要請しているほか、感染拡大を阻止するため、個人事業主を含む小規模事業者には緊急事態措置による休業要請などを行っております。この休業要請などにつきましては、全面協力をいただける事業者の方々に対して、現在、県と市町が連携し、1事業者当たり50万円を交付する三重県新型コロナウイルス感染症拡大措置協力金の取組みを進めているところでございます。

本町の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、対策本部を2月28日に設置して、これまで6回の会議を実施し、情報収集、情報共有を図り、感染拡大防止のための啓発など町民の皆様への不安解消に努めております。また、町内の経済活動の停滞などから、農林水産業、商工観光業を初めとする全ての産業への影響が出ていることから、関係各課には早急に現状の把握とともに、国・県の支援措置などへの対応に努めるよう指示しております。

私自身も4月7日の緊急事態宣言に呼応いたしましてホームページや防災アプリを活用し、

町民の皆様へのお願いとする緊急のメッセージを発信させていただきました。その中で町民の皆様には会議やイベントの中止や延期、公共施設の利用制限などへのご理解、ご協力への感謝の気持ちをお伝えし、根拠のないうわさやデマに惑わされることなく、正確な情報に基づく冷静な対応とともに、不要不急の外出の自粛、小まめな手洗いなどの感染予防策、密閉・密集・密接の3密の行動を避けていただくなどの対応について、町民の皆様のご理解、ご協力をお願いしたところでございます。

さらに、最近増加している県内外からの魚釣り客などの来訪者に対しまして町民の皆様から不安の声もあり、岸壁での魚釣りや河川敷でのキャンプなどについて自粛をお願いする看板を早急に設置いたしました。

現在、休館や利用制限を行っている公共施設は、紀北健康センターや体育館などの生涯学習施設、キャンプ i n n 海山や古里温泉などの商工観光施設など16施設あり、利用者の皆様には大変ご不便をおかけする状況になっておりますが、感染防止のためのご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

また、大規模イベントといたしましては、きほく燈籠祭を初め、紀北町夏の三大イベントのほか、三重とこわか国体のリハーサル大会である第32回東海4県グラウンド・ゴルフ大会や第64回中日本総合女子ソフトボール選手権大会の中止が残念ながら決定をされているところでございます。

町内の幼稚園、小中学校につきましては、3月2日から春休みまでの臨時休校・休園に続き、現在4月15日から5月6日までを再度臨時休校・休園としております。なお、この臨時休校・休園中におきましても、日中に見守る方がいない幼稚園児や小学校3年生以下の児童に対しましては時間を制限し、幼稚園や小学校で園児・児童を預かり、居場所の確保を図っているところでございます。

また、卒業式、入学式の出席者への感染予防対策といたしまして町備蓄マスクを配布したほか、このたびの臨時休校・休園に併せて園児・児童・生徒には感染症に対する意識づけなどの啓発を目的に、1人当たり10枚のマスクを配布いたしております。

役場の感染予防対策といたしましては、職員への感染予防の徹底を指示し、庁舎内の適切な換気の確保、住民対応窓口の感染防止対策などのほか、災害時の避難者への対応といたしましては、避難場所での消毒液の設置など必要な感染対策を行うことといたしております。さらに、感染拡大防止から、町発注工事の請負業者等への感染防止対応の協力要請も行っているところでございます。

本町といたしましては、引き続き正確な情報の把握と情報発信に努め、町民の皆様の不安解消と感染防止、人権侵害や風評被害防止に向けた啓発などに取り組んでまいります。

自分の命と大切な人の命を守るため、町民の皆様にはさらなるご協力をお願いさせていただき、議員の皆様におかれましてもご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、1件をご報告いたしまして、本日の会議に当たりましての行政報告とさせていただきます。

以上です。

平野隆久議長

以上で行政報告を終わります。

お諮りします。

本議案の審議に当たっては会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議に当たっては委員会の付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

日程第5～日程第7

平野隆久議長

お諮りします。

日程第5 議案第39号から日程第7 議案第41号の3件については提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、議案3件については一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

議案に入る前に、先ほど町長から行政報告で新型コロナウイルスに対する感染のことに対しては行政報告いただきました。しかし、この報告の中にもあったように、尾鷲管内で1人が発生したということで、その後、私はいろんな情報というか聞いたところによりますと、その感染した方々の関係者、また家に対して石を投げてガラスを割ったり、またメールでおかしなメールを流されたりして大変家族が苦しんでいるというようなことを私、耳にしました。

しかし、この感染した方々もうつされてきているわけです。だから、その感染した方々を守るためにも執行部に向けて、一つその対策も考えていただきたいと思いますので、そこを議長から要請していただきたいと思います。よろしくお願いします。

平野隆久議長

分かりました。ありがとうございます。

その点についてはまたいろんな話が出ていることは僕も承知していますので、今言われたように町長にはしかるべきことは伝えさせていただきます。

それでは、続いて始めます。

提案理由の説明、求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により紀北町税条例の

一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案第40号 専決処分の承認を求めることについてであります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案第41号 紀北町防災行政無線（同報系）戸別受信機及び付属機器購入契約の締結についてであります。紀北町防災行政無線のデジタル化整備に対応した戸別受信機及び付属機器の購入に伴い、物品購入契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上3件の議案につきまして提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長にご説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

平野隆久議長

続いて、議案第39号の内容説明を求めます。

直江税務課長。

直江仁税務課長

皆さん、おはようございます。本日はマスク着用で説明させていただきます。

それでは、議案第39号についてご説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀北町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月24日提出

紀北町長 尾上壽一

2ページをご覧ください。

専決第1号 専決処分書

紀北町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和2年3月31日

紀北町長 尾上壽一

改正の主な内容につきまして、ご説明させていただきます。

今回の改正は、昨年12月20日に閣議決定した内容のもので、主に所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題への対応によるものや、個人住民税におけるひとり親に対する所得控除の適用及び寡婦（寡夫）の控除の見直しに向けての事項などや改元対応について定めるものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置については、現在、国の動向を注視しながら準備をしているところでございます。

説明に当たりましては、法令等の引用や条項等の削除による単に条文番号等の繰上げ等で、改正内容に影響のないものにつきましては説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、新旧対照表でご説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

8ページ上段、第36条3の2の見出しにつきましては、個人住民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の字句の訂正でございます。これにより給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合において、給与所得者の扶養控除等申告書の記載を不要とする措置でございます。この措置により、次の第36条の3の2第3号は削除となります。

続きまして、中段9ページ上段、第36条の3の3につきましては、公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする措置で、前条同様でございます。

次に、9ページをご覧ください。

上段、第48条につきましては、法人の町民税の申告納付で、条項のずれでございます。

次に、54条につきましては、固定資産税の納税義務者等で、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応によるものです。所有者が不明で課税できない土地等に対して、その土地を利用している使用者が分かったときに、その使用者を所有者とみなして課税できるという改正内容でございます。

10ページの上段の第54条第5項につきましては、条項の追加で、所有者の調査を尽くして

も所有者が一人も明らかでない資産について、使用者がいる場合にはその使用者を所有者とみなすことができるという規定の改正でございます。

10ページ中段、54条の6項から、めくっていただきまして11ページ中段の第7項につきましては、字句の訂正でございます。

11ページ下段から12ページ上段、第61条第9項、第10項につきましては、固定資産税の標準課税で、条項のずれでございます。

次に、61条の2につきましては、法第349条の3第27項等の条例で定める割合で、家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格割合についてで、条項のずれでございます。

次に、中段、第74条の3につきましては、所有者の申告で、土地の登記または補充課税台帳、うちの課税台帳に所有者として登記、登録されている個人が死亡している場合における現所有者に対して賦課徴収に必要な事項を申告させる規定でございます。

次に、下段、第75条につきましては、固定資産税の申告に係る不申告に関する過料で、現所有者を追加したものでございます。

次に、めくっていただきまして13ページ上段、第96条につきましては、たばこ税の課税免除についてで、課税免除の適用に当たっての必要な手続の簡素化の改正でございます。

次に、98条につきましては、たばこ税の申告納付の手続についてで、条項のずれでございます。

次に、14ページ、第131条につきましては、特別土地保有税の納税義務者等についてで、条項のずれでございます。

次に、ページ中段、附則第6条については、そこから附則の第7条の3の2については、改元による対応のものでございます。平成から令和にかわるもので、その改正によるものでございます。

次に、15ページ上段、附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税特例で、特例期限を3年延長するものでございます。

次に、附則第10条につきましては、字句の訂正でございます。

次に、附則第10条の2第2項から、めくっていただきまして16ページ、17ページの上段、第26項までは、条項のずれでございます。

次に、17ページの附則第11条から、めくっていただきまして20ページの中段、附則第15条につきましては、改元対応によるものと字句の訂正でございます。

次に、めくっていただきまして21ページ上段、附則第17条の2については、優良宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡に係る町民税の課税特例で、改元対応によるものと期限の延長による改正でございます。

次に、附則第22条につきましては、個人の町民税の税率の特例で、改元対応と字句の訂正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

平野隆久議長

続いて、議案第40号及び議案第41号の内容説明を求めます。

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

皆さん、おはようございます。マスク着用の上、説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第40号についてご説明させていただきます。

議案書22ページ、ご覧ください。

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和2年4月24日提出

紀北町長 尾上壽一

23ページをお願いいたします。

専決第2号 専決処分書

紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和2年3月31日

紀北町長 尾上壽一

改正の主な内容につきまして、説明させていただきます。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2年3月27日公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、紀北町消防団員等公務災害補償条例で定める非常勤消防団員及び消防作業従事者等の損害補償に係る補

償基準額等について所要の改正を行うものでございます。

24ページは、改正文でございます。

改正内容につきましては、25ページから新旧対照表で説明をさせていただきます。

25ページをご覧ください。

上段、第5条第2項第1号につきましては、補償基準額に係る条文の中で、「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）」に改めるものでございます。

続きまして、中段、同条同項第2号につきましては、消防作業従事者等の補償基準額について、「8,800円」から「8,900円」に改めるものでございます。

続きまして、下段、同条第3項に係る規定の中で、「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改めるものでございます。

28ページをご覧ください。

別表（第5条関係）の非常勤消防団員または非常勤水防団員の補償基準額の改正でございますが、団長及び副団長及び方面隊長に関しては、勤続年数が10年未満の場合、「1万2,400円」から「1万2,440円」に、10年以上20年未満の場合、「1万3,300円」から「1万3,320円」に、分団長及び副分団長に関しては、勤続年数が10年未満の場合、「1万600円」から「1万670円」に、10年以上20年未満の場合、「1万1,500円」から「1万1,550円」に、20年以上の場合、「1万2,400円」から「1万2,440円」に、部長、班長及び団員に関しては、勤続年数が10年未満の場合、「8,800円」から「8,900円」に、10年以上20年未満の場合、「9,700円」から「9,790円」に、20年以上の場合、「1万600円」から「1万670円」に改めるものでございます。

次に、別表の下段、備考欄では、「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改めるものでございます。

下段は、「属していない」から「属していた」に字句を訂正するものでございます。

ここで、ページを戻っていただいて26ページをご覧ください。

附則第3条の4第5項第2号につきましては、障害補償年金の額を算定する利率を「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改めるものでございます。

また、同条第6項及び第4条第7項第2号及び同条第8項につきましても、利率を「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改めるものでございます。

以上で議案第40号についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第41号 紀北町防災行政無線（同報系）戸別受信機及び付属機器購入契約の締結について、説明させていただきます。

議案書の29ページをご覧ください。

議案第41号 紀北町防災行政無線（同報系）戸別受信機及び付属機器購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結したいので、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 紀北町防災行政無線（同報系）戸別受信機及び付属機器の購入
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 1億1,286万円
- 4 契約の相手方 愛知県名古屋市東区東桜一丁目14番11号
パナソニック システムソリューションズ
ジャパン株式会社 中部社
社長 細貝 邦行

令和2年4月24日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町防災行政無線のデジタル化整備に対応した戸別受信機及び付属機器の購入に伴い、物品購入契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決が必要なためでございます。

資料の説明をさせていただきます。

紀北町防災行政無線（同報系）戸別受信機及び付属機器購入につきましては、令和2年3月議会定例会におきまして議決を頂きました令和2年度一般会計予算の中の防災行政無線整備事業の中で、全世帯へ配布するための戸別受信機等の購入でございます。

今回購入する戸別受信機は、デジタル方式の防災行政無線システムにおいて、地域住民への的確で迅速な防災情報の重要な伝達手段と考えております。パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社は、紀北町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事を企画提案競技により受注し、デジタル方式の防災行政無線整備を現在実施しております。

なお、整備を進めている防災行政無線システムは、同一メーカーでのみの動作保証をしているため、他メーカーの戸別受信機では受信することが保証されないこと及び紀北町防災行

政無線（同報系）デジタル化整備工事の企画提案競技時に提示された戸別受信機本体見積価格は、標準的な価格と比較しても著しく低価格でございます。

また、戸別受信機の電波受信状況が悪い場合には、戸別受信機の付属機器としてダイポール型アンテナ設置が必要となりますが、ダイポール型アンテナに関しましても標準的な価格と比較して著しく低価格であることから、見積金額1億1,286万円で随意契約で契約を締結しようとするものでございます。

本機器購入につきましては、本会議でお認めいただければ、議決を得た後に本契約となるものでございます。

それでは、購入物品概要などのご説明をさせていただきます。

議案書30ページの資料1をご覧ください。

物品購入ですが、契約金額は1億1,286万円で、その内訳として、物品価格が1億260万円、消費税が1,026万円でございます。

購入物品の概要ですが、戸別受信機本体購入数量が8,000台、単価が9,800円で7,840万円。地区設定等に係る調整費が同じく8,000台、単価が2,000円で1,600万円。受信状況が悪い地区の世帯に設置するダイポール型アンテナが2,000個、単価が4,100円で820万円でございます。

物品価格が、1億260万円に消費税1,026万円を加えた契約金額が1億1,286万円でございます。

物品購入概要につきましては、以上でございます。

次に、納期であります。納期につきましては議決の日から令和2年11月30日までを予定しております。

続きまして、議案書31ページの資料2をご覧ください。

先ほど資料1で契約に係る物品概要をご説明いたしました。資料2は戸別受信機及び付属機器の外観図でございます。外観図の左上から戸別受信機の上部、側面、正面、下部、そして背面を図化したものでございます。

主要な機能をご説明いたします。

左上上部、電波の受信状況（圏内・圏外）表示ランプがございます。これにより、電源を入れると外部アンテナの必要可否の確認も容易に可能となります。

次に、左下、録音機能ですが、緊急時の放送は聞き逃した場合でも自動で録音されます。右下、再生ボタンで聞き逃した内容を確認することができます。

次に、停電時等に乾電池を装着すれば乾電池のみで約168時間、使用が可能となります。

そのほか右上にライトがついており、緊急放送受信時に点滅して注意喚起をします。

続きまして、32ページの資料3をご覧ください。

ダイポール型アンテナの外観図でございます。

戸別受信機の受信状況が悪い世帯に対して、家屋の外壁に取り付けるアンテナでございます。受信状況を確認した後に取り付けることになろうかと思えます。

以上で議案第41号 紀北町防災行政無線（同報系）戸別受信機及び付属機器購入契約についての内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

平野隆久議長

以上で議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより各議案に対する審議を行います。

日程第5

平野隆久議長

日程第5 議案第39号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

議案39号なんですけれども、いつもですと税制の改正は年末に閣議決定、国会で決められて6月議会に提案されるんですけれども、今回、臨時議会に分かっている部分が提案されて、6月議会を待たずに臨時議会があれば提案できるというところを適用されたということで、それは質疑なんですけれども、評価したいと思います。

そして、お尋ねします。

8ページの個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書についてのところでお伺いいたします。今まで非婚のシングルマザーの場合、ひとり親家庭でも結婚して死別とか離婚とかでひとり親になったときには扶養のあれがあったんですけれども、未婚でシングルマザー

になっている方とか男性の方は適用されていなかったんですが、今回これでそういう差別がなくなるということですが、申告書ということになりますと、今年の12月の申告書からこれが適用されるということになり、実際に税金の特典が受けられるのは2021年度になるのではないかと思います、そこのところお伺いします。

平野隆久議長

直江税務課長。

直江仁税務課長

議員おっしゃるとおりで、適用については税制のほうの控除の関係は令和3年1月1日からとなっております。

以上です。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

実際は2021年度からということですが、関連でお伺いいたします。

事実婚というんですか、籍が入っていないでひとり親家庭で子供を扶養しているところの人は駄目なんかなと思います。

そこのところと、1年、扶養家族があっても子どもが大きくなって扶養家族がなくなると、この特典もなくなるのかなという思いがありますが、そこのところはどうか、お伺いします。

平野隆久議長

直江税務課長。

直江仁税務課長

少しお待ちください。すみません。

平野隆久議長

直江税務課長。

直江仁税務課長

先ほどの質問なんですけれども、未婚のひとり親に対する税制上の措置等になりますので、その関連する改正に関しては6月定例会の部分で、今回の専決事項の改正の話は年末調整の際に給与所得者が、私ら自分たちなんですけれども、事業主に提出するときに扶養親族等申告書という様式がありまして、そちらの部分の改正で字句の訂正等になりますもので、その

後、当然、その未婚のひとり親に関する話が今までは制度として控除が受けられなかったというようなことがひとり親という話になりまして、受けられるようになるという条例改正とちょっと伺っております。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

それは1回目でお伺いしたことだと思うんですけども、結婚されているされていないというところで事実婚というんですが、こころ辺にはいないかもしれないんですけども、籍が入ってなくて夫婦でおられる方で別れられて、そういう方は対象外ではないのかなと思って、この地方にはあまりいないとは思うんですけども、そういうところをお伺いしました。

扶養家族でなくなったら当然この特典もなくなるのではないかとという2回目の質問でした。それに対してのお答えではなかったのと、3回目に入ります。一緒にお答えいただければと思います。

年末調整の申請書が変わるということですが、そのことは事業主さんに対しては税務課としては特別に指導されるというようなことがあるのか。どういうふうに徹底されるのか、最後にお伺いしたいと思います。

平野隆久議長

直江税務課長。

直江仁税務課長

すみません、先ほどの関連する説明の中で、事実婚という話で籍が入ってなくて別れられてという話ですよね。そちらに関しては、その時点でひとり親というちょっとそこは私も調べてありませんもので、後にまた説明させていただきたいと思うんですけども、扶養親族等申告書なんですけれども、これは年末調整の際に事業所から各従業員さんに配られるものなんですけれども、こちらの所管といたらあれなんですけれども、これに関しては毎年、年末調整時期、秋頃10月、11月頃に税務署のほうで各事業者に対して通知があり、こういう年末調整の説明会というのがございます。そこでこのような形に変更されますと、用紙の説明とか今回の年末調整の事項に関しての説明というのがありますので、うちの役場の税務課として直接こうこうですよという話はしませんけれども、問い合わせ等はやっぱりございますので、その際には親切丁寧には説明はしておるところでございます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第39号については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6

平野隆久議長

次に、日程第6 議案第40号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第40号については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

日程第7

平野隆久議長

次に、日程第7 議案第41号 紀北町防災行政無線（同報系）戸別受信機及び付属機器購入契約の締結についてを議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

質疑の前に、窓を開けていただくというわけにはいかないですか。というのは、紀宝町は3月議会に全部窓を開けてやったそうです。それで、熊野は昨日コロナの説明会があって、熊野の駅前の交流センターでやったらしいんですけども、みんな窓を開けて、駄目だった

ら駄目でいいんですけれどもということです。

平野隆久議長

いまのやつは議事進行として答弁させてもらえます。

今こういう状況ですので、今日はちょっとこういう状況でやらせていただいて、今後検討していきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

じゃ、質疑に入ってください。

3番 柴田洋巳議員

残念です。

今回の契約は1億1,286万円消費税込みですね。去年の6月、5億1,084万円ということまで全体を契約していますね。これは設計予算か何か7億円ぐらいだったのを30%引きで、5億1,084万円で契約されています。これは全体がこうですよということです。

今回は1億1,286万円で契約するわけですがけれども、この全体の金額はこれで変わらないんですね。それをまず最初の質問です。

それから、もう一点、これは6月議会の資料によりますと、8回に分けて工事を契約するというか8工区ぐらいになっているんです。それで、私、設計事務所において、こういう長期にわたる工事についての契約に関してはその1とかその2とか、今回は何々工事のその1、正確に言うと防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事（その1）、戸別受信機及び附属機械購入と私流に言わせるとそういうタイトルになるんですけれども、その1とかその2とかとそういう番号をつけていけば後で分かりやすいんです。その2点をご質問いたします。

分かりますか。8項目あるわけですね、先ほど言ったように去年の6月議会で示された工事内訳書というか。そのうちの最初の契約がこれですね、今回の。だから、あと7つぐらいの工事があるわけです。だから、分かりやすいようにその1、その2、その3、あるいはその8まで番号つけてその都度、その1は今回のような項目であった、その2は何だかんだというようなことです。

平野隆久議長

今、質疑受けたんですけれども、ちょっと昨年6月、理解できんところそこら辺を含めて説明してくれますか。

あとそれで、この議案に対して番号つけるとかつけんとかというのは、課長としてはちょっと答弁しにくいと思しますので、その辺については答弁はもらえないと思しますので、この質疑とはちょっと違うと思しますので、よろしく願いいたします。

答えられる範囲でお願いしたいと思います。

尾上町長。

尾上壽一町長

この話で、恐らく工事概要の話のことをおっしゃっているんですか。ちょっと質問の趣旨がよく分からないので、それでもしも違っていたらまた言ってください。

前回のときは本体のデジタル工事です。柴田議員がおっしゃりたいようなのは、恐らく追加議案として追加をするときに次の8つやで9つ目、10目というような感じなんでしょうね。

これは新たな議案として予算別にして出していただいて、契約締結でございますので、物品購入は700万円以上は議会の議決を得るといような話があるので、その1つの物品購入で、本体工事とは別の戸別受信機を買わせていただくといような趣旨なので、これは全くそういった意味ではデジタル行政無線ではありませんけれども、物品購入のほうの今日は契約締結の議案ということで、間違えていたら指摘してください。ちょっと分かりにくい。

平野隆久議長

ちょっとお待ちください。

次のやつはちょっと補足ということで質疑に数えませんが、再度詳しく説明をお願いします。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今、町長の理解は全く違うんです。

去年の6月にデジタル防災無線化、それを5億1,084万円で契約しているんです、全体はこうなりますよと。そのうちの最初の契約が内訳といつか、最初の工事が今回のあれでしょうといふことを聞いているんです。

(「今回は違う、全く違う」と呼ぶ者あり)

3番 柴田洋巳議員

違うんですか。去年のこれあるんです、戸別受信機設備という工事があるんです、5億1,000万円の内訳に。その一つでしょうといふこと。金額的にも5億1,000万円の中の1億2,000万円でしょうといふことを言っているんです。

平野隆久議長

よろしいですか、柴田議員、今回はこの購入の議案の質疑ですもので、これに徹してもらいたいと思うんですけれども、前はアンテナの工事やと思うんですけれども、ちょっとそこ

らも含めてお願いします。

中場副町長。

中場幹副町長

お答えをさせていただきます。

先ほどから議員が8つと言われとるのが、これが6月11日招集の6月議会の議案の中の概要の部分じゃないかと思います。この中に今議員がおっしゃったように今回上げとる戸別受信機と一緒に部分があるということだと思います。

前回の議決いただいた部分につきましては、戸別受信機が説明させていただいたときに477台は前の契約に含まれております。それは戸別に配るものじゃなくて必要な部分、例えば学校とか耳の不自由な方とかそういう方に配る分は以前の分に入っています。今回は一般の方、約8,000、残りという言葉はあれですけども、お配りするものを別で1個1個購入するという議案になりますので、何遍も言いますが、前のときには477台分が入ったと、今回はそれ以外の分を出したということでございます。

以上でございます。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

それは分かるんですけども、5億1,000何がしかの金額の中に今回の分が入っているんでしょうということです。

平野隆久議長

中場副町長。

中場幹副町長

前回の5億1,000万円というのは今やっただいとる工事、その中の一部に戸別受信機の477は入っていますけれども、それ以外のものは入っておりませんので、今回それを上げさせていただいたということでございます。

平野隆久議長

3回目です、柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

私の頭がちょっとそれが理解できません。そういうことで終わります。

先ほどのその1とかその2とかというのは今後のこともあるので、その辺についてはいか

がですか。

平野隆久議長

それについては質疑じゃなくて、今後の1番、2番とかつけるという話ですもので、それについては一言言うときますけれども、こういう形式で議運も通っていますので、その点についてはご了解お願いいたします。

ほかに質疑される方ありませんか。

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

30ページですけれども、戸別受信機の数量についてお聞きしたいんですけれども、戸別受信機8,000台、それからダイポール型アンテナが2,000個とダイポール型アンテナというのは受信の感度の悪いところにつけるんだと思いますけれども、この8,000台とダイポール型アンテナ2,000台とした数の根拠についてお聞きしたいんですけれども、よろしくお願ひします。

平野隆久議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

今の8,000台に関しましては、戸別受信機の配布対象者は基本的に紀北町に住民票を置いている世帯の世帯主となります。配布世帯数は住民基本台帳により算定してございます。令和2年3月末時点で、外国人世帯も含めると8,046世帯となっております。うち外国人世帯は241世帯でありますけれども、外国人世帯の方は同じ居宅に居住しているケースが多いと聞いています。同じ家屋に居住している場合は、戸別受信機の配布を1台として考えているため、その分を勘案して購入数を8,000台といたしました。

ダイポール型アンテナの2,000個につきましては、これあくまでも机上の計算なんですけれども、最大3,700世帯が想定されております。ただ、今回の契約でダイポール型アンテナを2,000個購入とさせていただきましたのは、現状でアンテナを設置している世帯は一定の地区にある程度まとまっております。そのことから現状の設置地区の住民基本台帳の世帯数から想定した数字がこの2,000台というふうなことになります。ですから、今の現状の数に近いものを2,000台とさせてもらっているというふうなことでございます。

ただ、このアンテナが必要な世帯に関しましては、各世帯に戸別受信機を設置して初めて正確な数字が分かるものでございますが、今後、戸別受信機を配布することによって数が増

えたりすることもあるかと思いますので、ご理解よろしくお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

ダイポール型アンテナは確かにそうですね、設置してからじゃないと分からないと。実は現在のアナログの受信機、非常に感度が悪くていろんな苦情も出ているんですけども、このダイポール型アンテナちょっと希望が増えるかも分かりません。例えば増えた場合の話、仮定の話なんですけれども、増えて3,000台になった場合、それは個人が希望すれば町の費用でつけてもらうようなことになり得るのかどうか、個人のお金が必要なのか、その辺につきまして分かっていたらお願いします。

平野隆久議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

個人さんからの希望というわけではなくて、設置したときに受信状況が悪い世帯に関しては町が責任を持ってつけさせていただくというふうなことになるかと思います。ですから、希望するのではなくて、町が確認をして受信状況の悪いところに設置をさせてもらうというふうなことになります。

平野隆久議長

ほかに質疑される方ありませんか。

4番 岡村哲雄議員

もう一点、4回目ですか。

平野隆久議長

3回目です。

4番 岡村哲雄議員

もう一点、お聞きしたいことあったんです。

先ほど477台と中場副町長言われたように思うんですけども、私、避難場所への設置、さっき小学校とかそういったところ言われたんですけども、例えば相賀の地区の場合、山の上にあるんですけども、そういったところに設置とか持って上がるとかそういったことを考えられとるか。考えていなかったらありがたいと思うんですけども、その辺の見解

お願いします。

平野隆久議長

岡村議員、3回は権利あるんですけども、されるときはすぐに言ってください。もう変わってしまいますもので、その点だけお願いします。

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

高台は町民の方が持って逃げていただくというのが原則、基本というかそういうふうを考えてございます。

ただ、この477台の中には指定避難所、各地区にある避難所です、高台ではなく学校とか体育館とか集会所とかいったそういった避難所には設置させていただくようにはこの477台の中には入ってございます。ですので、相賀区もいろいろ避難所があると思いますので、そこには設置させていただくということです。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、基本的に、そういうところに逃げるときはやはりライトとか非常用の袋とか戸別受信機を持って逃げろということで、啓発今までもさせていただいておりますので、家の中でも避難訓練出るときはそれを持って逃げるようにという啓発をしておりますので、各地区もそういうふう啓発していただければありがたいなと思います。

平野隆久議長

ほかに質疑をされる方。

田島明良君。

2番 田島明良議員

戸別受信機の今まで使用しているアナログ受信機で、乾電池の腐食の問題が多分持ち上がっていたと思うんです。その件数を説明していただきたいことと、これからデジタル化に伴うそういう腐食とか液漏れとかそういう場合の対応の仕方、また担当の方、あの当時、アナログ無線機の電池の交換を各自治会がするとか判断がばらばらだったと思うんです。そこら辺を今回はデジタル化の受信機を設置するときの電池の交換とか、そういう説明を詳しくお願いいたします。

平野隆久議長

田島議員、ちょっと前の電池切れの数についてはこれの議案外ですもので、それについての答弁は差し控えます。後の分について答弁させます。

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

議員おっしゃるとおり、電池を入れて入れっ放しにしていることにおいて液漏れが起きて、故障することが多ございます。ですので、今回配布する際には電池は中に入れて、本体だけ配布させていただこうかなと思ってございます。ですから、電池が必要な場合は、個人さんで買っていただくというふうなことにはなろうかと思えます。

ですので、ふだん使っていただくときは、コンセントだけ指して電池を入れずに使っただくほうがいいのかと。いざというときには横に置いていただいて、停電の際とか逃げるときはそうやって装着していただいて、使っただけならばと考えております。その配布の際に、そういった説明もさせていただきたいなと思ってございます。

以上です。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

そうすると、今回は電池込みではないということでそういう判断でよろしかったですか。以前はアナログのときは電池込みで配布したと思うんですけども、お伺いします。

平野隆久議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

今回の配布の際には電池は含まれてございません。

以上でございます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方ありませんか。

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

1点だけお聞きします。

前者もちょっと触れておりますが、数量の8,000台というのはこれは全町民の中には配置されると思うんですが、この前もちょっとそんな話もしましたけれども、実際には町内のい

ろんな事業が町民の人が出たり入ったりしているところもあるので、そういうところにはやっぱり話をして、買ってもらって据え付けるということがあると思うんですが、そういうことも考えておられるのかどうか、その点だけ聞かせていただきます。

平野隆久議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

店舗及び事業者に関しましてお答えさせていただきます。

店舗及び事業者への無償貸与は現在のところは考えてございません。そういった希望が多くあれば、このパナソニックさんが防災行政無線設備の取扱可能事業者というんですけれども、そこから直接購入できるように検討していきたいなと考えてございます。

以上でございます。

平野隆久議長

中津畑正量議員。

16番 中津畑正量議員

分かりました。ただ、個人の事業者、会社の事業者、そういうところがあるんですけれども、町民の人が出たり入ったりするようなどころもあるんですから、そういうところには案内をしてお金は払っていただきます、それでいいですと思います。

しかし、そういうところはやっぱりいざといったときには、そういうところに入っている人にもすぐ聞こえるようにしていくために、そういう業者、小さな業者で入れてくれてもろうても結構ですけれども、実際には大きなところを、言うたらお話をして入れてもらうというのが町民の命を守るための一つだと思いますので、そこら辺はやっぱり案内をしていくべきだと私は思うんですが、どうですか。それだけで結構です。

平野隆久議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

現在でも町内に転入される方とかそういった方、住民課の窓口に来ていただいたときに住民課から案内していただいて、新たに転入された方につきましては戸別受信機を無償で配布させていただきますので、それは引き続きやらせていただきたいなと思ってございます。

あと、戸別受信機を配布した際に例えば介護施設等に入居していてそのときは、また戻っ

てきて居住される方もおるとお思いますので、その辺は広報とか自治会さんのほうにも協力を
いただいて、極力漏れのないように配布をできたらなと考えてございます。

以上でございます。

平野隆久議長

東清剛君。

14番 東清剛議員

今回1万1,800円、以前は4万5,000円ぐらいだったんです。随分安くなって結構な話です。

また乾電池の話ですけれども、どうしても災害時、停電になった場合がありますので、ぜ
ひとも配布を含めて、配布というかちょっとその言葉引っかかっている、配布じゃなしに無
償貸与ですよね。課長の言葉、全部配布と言っていますけれども、貸与だと思うので、その
辺をしっかり統一して行って。意味は一緒、解釈の違いでしょうけれども、無償貸与、この
言葉に統一していただきたいとお思います。随分、課長の言葉の中で配布というので、こ
れだけ。

随分安い金額で努力されて、ぜひとも早くして、それで乾電池だけは繰り返しになります
けれども、ぜひとも。そのときなかなか用意していないと思うんです、やっぱり。啓発すれ
ばいいんでしょうけれども、金額的に言えば大した金額にならない。その辺検討していただ
いて、やっていただきたいとお思います。その辺はどうですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

乾電池のことは以前は1回目のとき配らせていただいたと思うんです。今回は自分で用意
していただくということ。

それと、もう一点、できるだけこれ前、議会でも答えさせていただいたんですけれども、
うちもそうなんですけれども、入れないで横へイージーバッグのようなもので縛っておくと
かして、それを持って逃げていただく。そうすると、先ほど議員からご指摘あった液漏れ等
もなくなりますもので、ちょっと工夫していただいて、もう配布した上で全部入れてしま
うと、また液漏れ等の故障もございますので、その辺ちょっとご理解いただきたいなと思
います。よろしくお願ひします。

平野隆久議長

東清剛君。

14番 東清剛議員

事情はよく分かっただけですけれども、一緒に持つための材料として電池を用意してあげたらどうですかというお願いをしてくださるんでありまして、ぜひとも検討していただきたいと思っています。

以上です。

平野隆久議長

答弁よろしいですか。

答弁をお願いします。

14番 東清剛議員

いいです、検討してくれれば。では、答えてくれればお願いします。

平野隆久議長

質疑ですので、何らかの答弁してください。

尾上町長。

尾上壽一町長

もう今回、申し訳ないですけども、そういうことで。

極端に言えば、今入っている電池が使えるのであれば今のやつを取っておいていただければ、そのまま電池は使用できるという形になりますので、ご理解いただきたいと思います。

平野隆久議長

ほかに質疑される方ありませんか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

30ページのところで、先ほども調整費と少し説明があったんですけども、詳しく説明を求めます。

平野隆久議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

調整費の2,000円につきましては、戸別受信機の地区設定をするための設定費といいますか、そういったものでございます。これは配布する業者の方に設定していただく設定料として計上させていただきました。

以上でございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

はい。

14番 東清剛議員

また配布と申しましたけれども、いいんですか、配布で。

岩見建志危機管理課長

失礼しました。訂正させていただきます。

平野隆久議長

議事進行ですので、答弁させていただきます。

課長には再度気をつけるようには言っておきますので、お願いします。

2回目の近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

地区で配布するのに調整費をという話だったんですけども、今回、戸別受信機、機能がよくなっている部分もたくさんあると思うんですけども、それに従って使い方も複雑になってこういう費用が要るのかなと思います、そのような指導についてもこの業者の方がきめ細かくしていただけるのかどうか、お伺いします。

平野隆久議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

この地区設定に関しましては、新しく機能が変わったというふうなことから必要ということではなくて、以前のアナログのときも地区設定はさせていただいています。放送するときに地区別に放送するようなこともございますので、そのための地区設定でございます。

機器の使用の説明に関しましては、無償貸与にさせていただくときにきちんと世帯の方に説明をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

確認です。そうしますと配布の仕方というのが事業者さんになるのかなとは思いますが、そういうことになって、その費用はまた別途で提案されるということによろしいん

でしょうか。

平野隆久議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

無償貸与でお配りする際の費用は別途予算計上してございますので、またその予算で対応させていただきます。

以上でございます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方ありませんか。

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

3点質問します。

1点は、これはデジタルなので、波長等は最近も120ミリぐらい雨降りました。そのときに通じるかどうか、WOWWOWは大体50ミリぐらいで映らんね、テレビ、それが1点。

もう一点は、アンテナを基地局に置きますね。それが崩れたときにどうするのかということが2点。

もう一つは、さっき配布言うところけれども、この所有権は町のものでしょうか。それをはっきり言わんと具合悪いですよ。その3点についてのお答えをお願いいたします。

(「議長、議事進行」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

ちょっと1つ、今の配布と貸与についてきちんとしていかなあかん。要はこのデジタル無線を配ることは配布でいいんっちゃう。そして、それに対していろんな先ほどの乾電池が故障したとかそういうことはそのように対応しますというのは通常のあれと違いますか。それを配布は言うな、貸与に一本にしるとこれもおかしいよ、ちょっと。そこだけきちんとしていかな質疑のほうも困るし、答弁するほうも困る。そのところちょっと議長の判断をよろしく。

平野隆久議長

今、入江康仁君の答弁させていただきます。

基本的に確かにそうやと思います。貸与したやつを配布するよという言葉遣いと思うんですけども、それも含めて今の答弁のときにちょっと確認のことも含めて課長に答弁してもらいますので、よろしくをお願いします。

尾上町長。

尾上壽一町長

確かにどんな災害があるか分かりませんので、基地局自体が今、城腰と白浦のほうに2局あるんですが、それは一応しっかりしたものを設置していただいておりますが、それ以上のものであればやはり子局、それから屋外のやつも戸別も入らなくなってしまうので、そういうことのないようにしっかりと対応していただいております。

それと、デジタルにつきましては、議員、波長のことだと思います。直進性は確かに鋭いんですが、障害には大変弱いので、そのために屋外アンテナを設置して調査をしながらアンテナを設置させていただきたいとそのように思っております。

平野隆久議長

あと議事進行のこと、貸与のこと。

尾上壽一町長

町の戸別受信機でございます。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

今の町長の答弁は答弁になっていない。僕は120ミリ降ったときにどうなるかとそういうことを課長が業者のところへ行行って、実験して聞いているかどうかと。

それと、もう一つは城腰やとかそういうところにして倒れた場合、だから危機管理の原理原則は最悪のシナリオを設定して客観的に対処せよということです。だから、そういうことまで踏まえんと危機管理は対応できないです。これ十何億かかるんや。十何億かかってやるわけです。そんなやったらもっと安くできる方法もあると思う。これやって支障ないけれども、可決してきとるから。

それと、もう一点、ちょっと言い忘れていましたけれども、これを取付けに来るのは恐らく県外の業者が取付けに来ます。入ってくると、誰が入ってきたか分からんです。私のところに一遍入ってきました、あなた誰やな、泥棒か分からへん、今は。だから、そういうこともやっぱり自治会をちゃんとして、顔写真もつけて入らせなんだから、事が起こってからでは

行政は責められるよ、どうですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

取付けについては地元業者を予定しておりますが、そういったときには議員おっしゃるように、身分証明書等をしっかり持たせた上で設置業務に当たっていただきたいと思っております。

それと、前、120ミリ降ったときどうなのかというのは、ちょっと場所にもよるのか微妙な部分があるかと思いますが、我々としてはそういうときも機能できるものと思っておりますし、例えば屋外拡声の受信装置というのがラップと俗に言う付いていますが、あれなんかも風速が60メートルまでは十分大丈夫だというようなたて方をさせていただいております。竜巻等起きたりいろいろな災害に絶対はございませんので、何とも言えないところではございますが、そういう対応もしていきたいし、もしそういうことがあったら早期の復旧に図っていききたいと思います。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

ぜひとも課長、このメーカーへ行って体験してきてください。私、消防の監査やつとるときに、消防署長は120ミリだったら通るとおっしゃったんです、事実。だから、体験してきていないでしょう。やっぱり体験をせんとそういう実験所がなけりゃ、メーカーにそういう実験所があつてこそ、初めて津波でも何でも実験所があつて実験所で通ると言うこと言うわけですから、その実験所へ行ってちゃんと確認してきてください。どうですか、その辺は。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ご指摘の部分もメーカーのほうに尋ねさせていただきます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第7 議案第41号については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

平野隆久議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

平野隆久議長

以上で本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

それでは、これで令和2年第2回紀北町議会臨時会を閉会といたします。

(午前 11時 04分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和2年 6 月 16 日

紀北町議会議長 平野隆久

紀北町議会議員 入江康仁

紀北町議会議員 家崎仁行